【議事録】中間貯蔵施設に関する説明会⑦

注:議事録については、議事を忠実に再現することを目的としておりますが、録音機器を使用し作成している都合上、マイク等の音声が聞き取りにくい箇所については、環境省において補っております。

また、読みやすさの観点から、「マイクを使ってください。」といったお願いなど、質問・ 意見には直接関係がないと考えられるやりとりについては、割愛しておりますので御承知 おきください。

日時:6月7日(土)10:00~12:00

場所:白河市産業プラザ人材育成センター

出席:環境省、復興庁、内閣府被災者生活支援チーム、資源エネルギー庁、福

島県

質疑応答

参加者:環境省には以前ご説明いただきまして、あれからご心労重なってるようで、だい ぶ頭も白く感じます。白くなられたような感じ、ご心労、お察し申し上げます。

が、そもそも、双葉、大熊両町には、最終的に抽出、減容して、濃縮して減容化を図ってトラック1台で運び出すというような話できたというふうに伺ってるんですね。しかしながら、1,600万から 2,200万立米ですよね、搬入する体積は。ということは、やはり、10トンダンプで1日200台、1万日かかるわけですね。これ確かですね。そうすると、30年かかるんですよ。30年搬入にかかって、30年後に搬出、どこかに搬出するっていうんですね。

もうね、官僚用語とか、皆さんがしっぽをつかまれないようにとかいう考え方は捨てて もらって。私たちに通用しませんから。実際に土地を所有して、先祖代々の土地を所有し て、それを元の減反制だかのように、村ひとつ部落ひとつ、一緒にまとめちゃえというよ うなことは、不可能なんですよ。従ってですね、土地の取得っていうのは、もしできたと しても虫食いなんですね。市松のようにでもなれば、これはいいほうですよ。

本音で話してもらえれば、仕方なかんべな、と。うちらのほうでは、お互いの軋轢を避けるために謝ったっていうのと、「しょうね」っていう言葉あるんですよ。「もうしょうね」、

「仕方ない」っていうことなんですね。それをわれわれを、もともとの歴史に基づいたと ころまで入ってこないと、これ無理ですよ。

10 トンダンプ、1日 200 台で1万日かかるんですよ。ということは、この絵で見るような格好のいい施設にはなんないんです。山になるんです。お分かりですね? ごまかしはひとつやめる。検討するっていうのはもうやめてください、言葉として。

先ほど前向きに、環境大臣が総務大臣に住民票の件ですね。で、総務大臣が前向きに検討する、というような。これね、すべてね、官僚用語なんですよね。私たち分かってるんです。これやめてください。入ってこなきゃ駄目です、こっちまで。もっともっと苦労しないと駄目です。ということで、ご見解をいただきたいと思います。

環境省:以前も、おそらく調査の説明会の場で同様のお話、ご意見いただいたと思っております。私自身、今回でこの一連の説明会、7会場目でございます。もう私自身のことちょっと申させてもらいますと、今、分からないことははっきり言ってますし、あと言えないことは言えないとはっきり言っております。

いろいろ会場からご不満の声が上がって、もっとはっきり言えないのかとか、だいたいでも言えないのかと言う声多いですが、私自身は、自分自身に正直に答えておりまして、できないものはできないと。今の段階で分からないものは分からないと、はっきり言っておるつもりでございます。

それと、もうひとつ本音で話してもらえば仕方ないと。もう「しょうね」という言葉があるんだと、だからもっと地元に入って、地元ではいろんな意味があると思います。その文化も理解するということと、もっと皆さま方と膝を突き合わせて話すということと、実際に現場にもっと入れと。このいろんな意味があると思っております。

ひとつは、ひとつひとつお話ししますと、現場につきましては調査のお許しいただいて から、私はもう隅々まで歩いたつもりです。で、先ほど申しましたように、大熊町と双葉 町のこの地域の地形、地質は頭の中に入っておるつもりではあります。ただ、長年住んで きたわけではございませんので、不十分な点はこれはあります。これはおわびしたいと思います。

それともうひとつ、住民の方に直接膝を突き合わせて、もっと話し合ったらどうかというお話。これもっともなお話でございますが、これも調査のときにお話ししたと思いますが、私ども、皆さま方に直接お会いできるチャンスはございません。そういう意味では、もっと懐にもっと飛び込めというご指摘なんですが、こういう場でしたら、現時点では飛び込むことができません。こういう場では、私は正直に申し上げておるつもりです。ただ

それが、皆さま方にまだ回答が不十分だとか、あるいは何か裏があるんじゃないかという ご懸念をお持ちですが、私自身はすべて現段階で話せることは、話しておるつもりです。

ただ、それをもって、皆さま方まだ消化不良でご不満を持たれるのは、それも十分私分かります。と言いますのは、もうすでに3年有余たって、大変申し訳ないんですが、除染もまだまだ十分進んでおりませんし、その先のことも見えてないっていうのもあります。そういうのも含めまして、3年有余たってまだまだ、こういう不自由な生活を送られているということに対しましては、本当におわびするしかないんですが、ただ、私ども今言えること、お話できることはすべて話しておるつもりです。それをなんとかご理解いただきたいと思います。

それと、技術的な話で、先ほど例えば、2,000 万立方メートルだったら、10 トンダンプ、10 トン積んだとして、10 トンというか 10 立米積んだとして、1日 200 台だったら単純計算で1万日かかるんじゃないかと。これは単純計算ではそうなりますが、実は距離によってまったく違うと思っております、技術的な話をすると、例えば、白河から運ぶのと川内から運ぶの、あるいは南相馬等を運ぶの、距離が全然違いますので、一概には言えませんし、おそらくピーク時では 200 台ということはないと思います。1日何往復もできますし、例えば、運搬について先ほど技術的検討会で今、議論いただいておりますが、例えば、時間的に分業する、あるいは空間的に分離するということあれば、もっとスムーズに運べると思っておりますので、今おっしゃったように、30 年ということはないと思っております。ただ、どれだけで運べるのかという質問なんですが、はっきり申しまして、今のところまだ分かっておりません。それは正直なところです。そういうこともございまして、皆さま方になかなか答えられない点があるのは私も十分承知しております。それは大変申し訳なく思ってはおります。ただ正直に、私も正直に、今のところ持ってる情報、このパンフレット、あるいはコピー、全部出しまして、ご説明しておりますので、そこはなんとかご理解いただきたいと思います。

それと、またそういうご意見もいただく場でもあります。直接ご意見をいただく場でありますので、今おっしゃいましたような意見もどんどん言っていただければと思います。本当に、なかなか皆さま方も、本日お集まりいただいて、最初からいろいろ聞きたいということも、十分お答えできない部分も、これはあるのは、本当に申し訳なかったと思いますが、私ども、現在ある情報をすべて出しておるところでございますので、そこはなんとかご理解いただきたいと思います。

例えば、その交通台数にしても、やっぱり現在のところ分からないというのは正直なと ころです。ただ、単純計算すればそうなりますけど、単純計算のようにはいかないと思っ ておりますので、その辺りもなんとかご理解をいただければと思っております。どうもありがとうございました。

参加者:私はこの、中間貯蔵ができる地域に住んでいたものです。この、中間貯蔵配置図の何も描いていない、塗りつぶしのない、指示のない地域は何になるんですか、っていう。うちの会社とか、うちの倉庫とかがあるのが入ってるんですね。それでちょっと聞きたいということと、あと賃借人、この地域に、できようとする地域に、建物を借りて住んでいた方の賠償、補償ですか、はどのような形になるのか。家財は、建物は自分のものじゃなくても、借地権というものもありますし、家財も全部置いてきてるわけだから、その辺の対応はどうなるのかを聞きたいということと、この交付金って書いてあるんですけども、町に対してのみ交付するのか、これから、要はうちの会社、ここの地域に会社があったわけなんですけど、そういう一般の企業向けにもそういった交付金がいただけるのか。本当、土地、代替え地を提供してもらって、そこに建物、同じもの建ててもらえれば、しょうがなく、うん、ては言わざるを得なくなるとは思うんですけど。

それだけの、要は、この賠償時の地価の価格で、での賠償なんで、こんな田舎の土地で建物なんで、そんな周りにいい施設もないし、そういうふうな単価が安くなると思うんですけど、その辺の賠償もどうなっていくのか。3点って言うんで、その3点にしますが、こういった場で意見したり、要は上に持ってって、これから練りこんで考えていくっていうのに、意見書とかアンケート用紙とかって回収して、それを全部みんなに回答するぐらいの対応がないのかと思いました。

そしてあと、そちらはテーブルあって、書きものできるのに、こっちは椅子だけ、ぎゅうぎゅう詰めに詰められて、膝の上で書きものとって、これではちょっとおかしいかなと思いました。以上です。

環境省:まず最後の、こちらがテーブルがあって、そちら椅子しかない、これは大変本当に申し訳なかったと思っておりますが、会場等の状況、非常に厳しいものがありまして、この会場の準備と、あるいはこの広さというものと、この開催都市、開催場所と言いますか、都市と言いますか、そういうのはいろいろ考えながら、一番われわれとしてはいいところを選んでおるつもりなんです。

例えば、今までも開いておりますが、例えばいわきの勿来の市民センターですとか、あるいはどうしてもたくさん人数が入ります、っていうとなかなか施設も限られてきます。 それが、その日に空いているとか空いてないとか。 参加者:その日に押さえればいいんじゃないですか。

環境省:その日にちも、前後かなりの期間で全体の箇所を探したんですが、大変申し訳ないですが、ここしか空いてなかったということで、なんとかご容赦いただきたいと思っておりますが。ほかの会場でも例えば、市民会館ですとか、そういうところは大ホールですり鉢状になったようなところでやっておりますけど、やはりそういうところも、観客席と申しますか、椅子しかございませんので、なんとかご不自由をかけますが、ご理解いただければと思います。

また、アンケート等々おっしゃいましたけど、この議事につきましては、ホームページで順次公開していきたいと思っておりまして、前回の調査の説明会、双葉町さんの調査の説明会も全部議事録、公表しておりますので、そういう形で公表して、また案内状にございましたように、フリーダイヤルの電話設けてございますので、フリーダイヤルの電話のほうに、またご意見等いただければと思っております。

それと、最初の例えば、もう一度すみません、17 ページ、18 ページの地図をお開きいただけますでしょうか。この中で白図、つまり緑とか赤とか色の塗ってないところはどうなるのかということでございます。ご質問でございますが、この赤で囲ってあるところ全部、用地、買わさせていただきたいとわれわれは思っております。この間は例えば、緩衝地帯で使ったり、施設と施設の間の道路網等で必要ですので、この中は買わせていただきたいと思っております。

ただ、真ん中の白いところはもう、東京電力の発電所ですから、ここは敷地には入りません。東京電力福島第一原子力発電所と書いあるこの中のほうの、赤で囲ってあることろ、ここが原発の敷地でございます。ここの外から、ここの外側と、一番外の赤い線の間は全部と考えております。

それと土地は持ってないけど借地、あるいは、いわゆる借地・借家と申します、そういう方についても当然権利、これは損失の補償ですから、権利について補償させていただきますし、例えば家財だったら家財についても、それは個々のお話になりますので、個々のご事情によって違うことになります。これ一般的な公共事業の考え方でございます。

復興庁:復興庁でございます。現在、復興交付金とか、福島再生加速化交付金というもの を措置させていただいておりますけれども、それは町の復興とか、一般的に被災された皆 さま方が、絆をいかに維持していくかとか、放射線の不安に対してどう対応していくかと かいった内容のものでございますけれども、現在、町のほうに交付させていただいているものでございます。

現在あるのは、そのようなものでございます。

参加者: 金額はでないんですか?

復興庁:福島再生加速化交付金に関しましては、1,600億円ということになっております。

参加者:私は納得してないです。一般企業にはないのか、って聞いてるんです。

復興庁:ですので、例えば工業団地を造るといったようなものならございます。

参加者:ないってことね。それならね。

復興庁: あ、そういうことです。

参加者:まずこの冊子の候補地の選定の考え方、それから、こちらの冊子の8ページと9ページ、関連して質問、また、質問ばかりじゃなくて、要望等を含めていろいろ申し上げたいと考えております。

住民説明会と趣旨は私ども理解いたしております。しかし、国または県等のいわゆる行政関係の説明の仕方に問題がないか、疑問を持つものでございます。と申しますのは、中間貯蔵施設の区域内に、造ろうとする中間貯蔵施設の区域内に住んでいる住民は、双葉町、大熊町の全人口の何割に当たるんでしょうか。少ないと思うんですよね、全体から見れば。そうしたら、数の多い町民の方に説明をするのですから、その方々が理解し、協賛できるような説明をしていただきたいと思うんです。

先ほどから伺っている、あるいは新聞等、ニュース等で私どもが把握している限りにおいては、両町民の大半の者が「ああそうか、それじゃあ賛成しようか」というような気持ちになるものではありません。私はそう思います。その辺をもう一度、ご検討願います。

というのは、例えば、候補地の選定を、その考え方にしても、肝心要の帰還する両町 民がだいたいどのぐらいになるからという想定が、まずなされるべきだと思うんですね。 そして、その想定を当然候補地の選定の考え方の中に入れるべきではないでしょうか。と いうのは、帰還した両町民がどのように生活できるのか。まずその中間貯蔵施設の外側、 西側にだいたいなりますけど。で、どのような生活環境が構成できるか。あるいは社会環 境がつくれるのか。こういったことの可能性をやっぱり考えていただきたいと思うんですね。

そしたときに、説明の仕方も変わってくるのではないかと思うのですね。いわゆる、われわれの、私どもは帰還できないかもしれません。しかし、子孫が帰還するという場合に、何年後になるか分かりませんけれども、帰還してそこで生活できるようないわゆる、対応というものを、創造。創造っていうのは創造性の創造です。してみていただきたいと思います。私ならそのように創造します。

とにかくこういった、1から5まであるようなことだけでは、まったくわれわれは賛成できません。それから、6号線の西側にもし緩衝地帯を造ることができるならば、緩衝地帯を造ってほしいと思います。例えば、西側何キロは居住地にはできないというようなことも、考えていただきたいと思うんです。

6号線からすぐ西は施設あっても生活できると言ったところで、これはやっぱり住む側にすれば不安ですよ。あんた方ご自身がそこで生活するとなった場合に、不安を感じられると、やはり同じ人間だから思います。

それからもう1点は、廃炉との関係。こういったことも候補地選定の中に当然考えていかなくちゃならない問題だと思うんです。廃炉が完全に終わるまでは、やはり放射線に対する、放射線漏れですね。漏れ等に対する不安っていうものは、続くだろうと思います。従って、そこに中間貯蔵施設を造るというときには、そこで働く人のことも考えなければなりません。また、周辺に住んでいる人々のことも考えていただかなくていけません。

ですから、この候補地選定の考え方では、だいぶ私、先ほどから申し上げてるような点で落ちがあります。落ちている部分が。その辺をお帰りの上、もう一度検討していただきたい、そんなふうにお願いして、私の質問とお願いに代えたいと思います。

環境省:ありがとうございました。調査候補地選定の考え方の中に、おそらく今頂いたお話は、こういう物理的な条件だけではなくて、こういう物理的、あるいは技術的な条件に加え、今おっしゃったように、例えば、町の将来どうなるのかとか、あるいは、帰還の時期の見通しどうなるのかということも合わせた上で、考えたほうがいいのではないかということと、それと、これもよくご質問いただくんですが、中間貯蔵施設から半径何キロメートル緩衝地帯を設けるのか、というお話。例えば、その国道6号から東側で中間貯蔵施設だけど、西側は緩衝縁地を設けないのかというような。これは調査のときも同じ説明を私させて頂いたと記憶しております。

順次ちょっとお答えいたしますが、ひとつはこの、緩衝地帯どうなのかというお話でございます。確かに、この中間貯蔵施設があることによって、そこに例えば風評被害が起こったり、あるいは安全ということが分かっていても、やはり安心ということについてもなかなか理解はできるけれども納得ができないと。だから、仮に中間貯蔵施設が安全だと言われても、なかなか戻る気にはなれないというようなこと。

従いまして、やはりその緩衝縁地は広くとって、その上でもっと安心を広く確保するべきではないかというお話。これはもっともなお話ですが、やはりこういう施設を造る上では、どこかでこの施設の境というのは、出ざるを得ないというのは、これはご理解いただきたいと思います。どっかではその施設の境界っていうのは設けないといけないと思っておりますし、またこういう施設は、やはりなるべく必要最小限の土地ということも、ひとつ原則ではないかと思ってる、かつ、安全にというのはございます。

実はこの地図を、17ページ、18ページの地図を見ていただきますと、すでに先ほど、白いところはどうなのかというお話ございましたけど、このいろんな貯蔵施設と貯蔵施設の間に、いろいろ緩衝地帯設けておりますし、あるいは、国道6号と貯蔵施設の間にも緩衝緑地を設けておりますし、例えば、もっとも高濃度の廃棄物を格納する、例えば、その廃棄物貯蔵施設っていうところは、きちんと遮蔽をするというようなこともありまして、すでに6号線までの間に私ども、緩衝地帯は取っておるというふうに考えております。

また、きちんと敷地境界で線量の管理も行いますし、あと遮蔽も行います。で、除染も行いますので、敷地が外部に与える影響というのは回避できるんではないかと考えております。そのほかに、やはり緩衝地帯、安心の観点から半径何キロ要るというお話、これ、よく伺うんですが、大変申し訳ございませんが、われわれ先ほど申しましたように、やはり敷地、どっかで切らざるを得ないので、ここで切らせていただいたということでございます。

それともうひとつ、この風評被害等あるんじゃないかということでございますが、風評 被害等に対しては、先ほどお話ありました、交付金等で対応したいというふうに考えてお るところでございます。

それと、廃炉まで何年もかかるんじゃないかと、廃炉の関係とここの中間貯蔵の関係ど うなのか、というお話でございますが、中間貯蔵自体は廃炉等に影響されるお話ではござ いませんし、これは安全で中間貯蔵は中間貯蔵できちんとやっていきたいというように考 えております。廃炉については、資源エネルギー庁のほうからご説明申し上げます。

資源エネルギー庁:どうも質問ありがとうございます。

廃炉につきましては、今、一生懸命やっているところでございまして、30 年から 40 年かかると言われております。それも確実にそうなのかという段階になっておりませんで、今研究開発をしているところでございます。他方、3.11 の翌日から、ああいう形で皆さまにご迷惑をおかけしたという事故を起こしてしまったのでございますが、当時は水素爆発という形で放射性物質などを放出してしまいましたけど、現在は、今は閉じ込めておりまして、例えば空中に放出されるものにつきましては、現在のところ 0.03 ミリシーベルト、年間の被ばく量に相当する分量に抑えられております。これは自然界の、通常人間が 1 年間における被ばく量の数値の 70 分の 1 という形で今、という形で、ゼロにはなっておりませんが、安定という言葉を使っていいかどうかあれでございますけど、そういう状況になっております。

またああいうことを起こさないためにも、今いろいろと手を講じておりまして、あの事故というのが水素が、燃料が溶けることによって水素が出てきてしまって、それが酸素と結合して水素爆発を起こしたということでございますので、そういうことにならないように現地のところは窒素を充填をして爆発させないとか、あと、そもそも、当時、運転中でございますので温度が上がってしまうということでございましたけど、それを温度上げないように冷却をしまして、今は安定状態にあるというとこでございますので、なんとかご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

参加者:すみません、この資料見ながらやるんで、ちょっと座らせていただきます。

今までこれ、前も出てお話ししたんですけども、おたくさんのほうはこれ造りたい、造りたいと一生懸命言ってるようですけども。復興が進まないと言ってるようですけど、これ今、1枚目の厚いほうなんですけど、これもいっぱい、私もいろいろ意見言いたいこといっぱいあります。水、水流の面から何から私も井戸水、使っていろいろありますけども、このあれ見てみると、ちょっとこれも貯蔵庫造っても、水の流れからいろいろこれあると、問題ありと思います。

それよりも、こういう造りもいいんですけど、こっちの2枚目の横長ですね。この中の、これ今さっきちょっと聞いたんですけど、この文章だと、ちょっとお伺いしたいんですけど、これは中間貯蔵庫を造る内の補償の文面ですか。それとも双葉町全体の補償の問題なんですか。

環境省:今の2ページの対象は中間貯蔵施設を造るエリアの中ですね。見開きの地図の赤枠の中になります。

参加者:そうですね。その手の、これは補償問題なんですね。はい。じゃあ、今、皆さんこれをお話ししたんですけど、これ、いいですか、たとえね。これ、この白いページが双葉町の土地だとします。この中の6分の1、中間貯蔵庫造ると思いますよね。今の緑地帯造るとかいろいろありますけど、この中に中間貯蔵庫を置いた場合、双葉町全体が30年間、さっきの話ですと30年間帰れないような感じですよね。そして、これ全部見てみると、双葉町の住民を30年間、どうしたらいいかってこと全然書いてないですよね。いいですか。30年間どうしてこれを補償して、どういうふうなことにしてくれるかっていうことをちゃんと、あなた方、これやる、中間貯蔵、造りたい。こういうふうなことしますから造らせてください、いう案はないんですか。30年間どうします。こうしますから造っていいですかと。そういう案はないんですか。そこんとこちょっと1回、お聞きしたいんですけど。

環境省:ありがとうございます。今のお話は中間貯蔵の敷地内ではなくて敷地外、敷地内は敷地内で中間貯蔵ができますよと。その外側の土地と申しますか、その地域の将来30年はどう考えますかというお話ですね。

参加者:そうです。

環境省:はい。まちづくり。

参加者:まちづくりでなくて、今からこれ、双葉町、生活していくのにどういうふうな。 30年間、双葉町住めないと思いますよ。そうしたら、その生活を年寄りから若い者から全部どうしたら、どういうふうな補償をするのかっていうことを聞きたいですね。

復興庁:現在、避難、仮設住宅等で非常におつらいお暮らしをしていただいているかと思います。できるだけ、いわゆる応急仮設住宅と、また、というところから少しでも安定した生活をしていただくということから、現在、復興公営住宅の建設などに取り組んでおるところでございます。そういうことによりまして、避難生活の中でも少しでもご不便を軽減できないかというふうなことに取り組んでおるところでございます。この白河市の中にも、現在、復興公営住宅を造ろうといったような検討を進めておるところでございます。以上です。

参加者:すみませんすみません復興住宅の話をしてるわけではありません。30 年間、どうして生活をするんですかということを聞いているんです。

環境省:よろしいでしょうか。まず、30年間住めなくなるかということですけれども、今、線量が高いので、現に帰還困難区域になっています。まだ除染をしているわけではありませんが、今後の方向性について検討、いろいろな方と議論をしていくことになりますけれども、30年間、帰れない土地であるとは考えてはございません。ただ帰還できる時期は分かりません、申し訳ございませんが。

一方で、実際に中間貯蔵施設ができてしまうと、例えば風評被害が出るんじゃないかということは容易に想定されます。いろいろな、先ほどの復興交付金などいろいろなものがありますけれども、それとは別に中間貯蔵施設ができたときに、なんらかの影響が発生する可能性があるので、それをできるだけ緩和するための新しい交付金を作りたいということでございます。

ただ、制度ががっちり固まっているわけではなくて、正直言ってまだ検討途上ということでもございますので、非常に不十分なお答えしかできないことは本当に申し訳ございません。風評被害が出ないように、施設の安全な管理をするとか、情報を出していくとか、施設整備もしくは施設管理者サイドでやるべきことは当然あります。とは言っても風評被害は言ってみれば人の口から出てくるようなところもあります。それが広がっていって、結果的にいろいろな不愉快な思いをしたり、不愉快な経済的損失に結びついたりするということもありますので、そういったものに少しでも対応、リカバーできるような措置が取れないかということは、私ども一生懸命検討しております。

また個別でも結構なのですが、いろいろと知恵を教えていただけるとわれわれとしても ありがたいと思ってございます。

あと、中間貯蔵施設ができれば、町の6分の1のエリアがまとまってなくなるということだとすると、復興にも絡むのかもしれませんが、まちづくりをどうするんだという話も出てきます。復興に関わる既存の制度も当然あるわけですけれども、新しい交付金の中でも、例えば生活空間が良くなるような観点からなんらかのお手伝いができないか、というようなことも考えてはございます。以上です。

参加者:全然的を得てないですね。これ、私は双葉町全部の中間貯蔵庫をそこに造った時点で双葉町全体のお話なんですよ。双葉町全体の、住民の。6,000、7,000人の住民のお話なんです。それをちょっと脇道にそれたようなお話は駄目です。中間貯蔵を造るんなら造るでいいですよ。だからそこに住んでる人間、これ、ぶった切られて、追い出されて、これ、今の賠償の仕方もちょっとおかしいです。私、商売やってて、いろいろ、賠償の仕方も相当おかしいです。まともな賠償の仕方してないです。私、今商売やってても、30万以

下は賠償しません。私は商売、飲食店もいろいろやってますけど、つまようじ 1 本から買ってくるんですよ。そういうのも賠償しないんですよ、おかしな話で。

ただ、これ中間貯蔵庫で切った場合、6分の1、中間貯蔵造ったときに30年間、ここにも書いてありますよね、30年間って。ねえ。そして今、10万ぐらいの金で補償されて30年間、私らはあと10年か20年ぐらいで死ぬかもしれませんけども、孫・子の場合、までね、やっぱりこれ置かれたんじゃ全然話になんないでしょ、これ。そういう面でどうしたらいいか。そういうこともちゃんと、こういうことしますからっていうものをある程度の路線をひいたようなことを言ってもらわないと、中間貯蔵庫を造りたい、造りたいったって、賛成なかなかできなくなってきます。だからある程度、住民の方に安心させるようなことをちゃんと提示してもらわないと、中間貯蔵庫はできないと思います。そういうわけです。

だから国のほうも、白河に県の人間、国の方、誰も来て、老人の方、白河の仮設なんか来て見たことないでしょ。60、90の方、独り暮らしの方が大半です。子ども1人もいません、仮設には。よく1回見て、ちゃんと話して、よく見て、私らはもうあと2~3年ぐらいであれですけど、そういうふうな。ほいで、ちょっと見てみたら1,600億ですか、今、復興庁さんが、1,600ですね。そういうお金は今の双葉町にも学校造って、15~16人ぐらいの、で学校造ってますよね。それ以上に私らはあと3年、5年したらば独り暮らしになるかもしれません。だからそういうのも早めに。特別老人ホーム、グループホームでも、1人2,000万も3,000万も出して、月々10万、20万も出して、われわれは入りません。だからそういうふうな、今後あともう3年、5年の間にちゃんと造ってもらうとか、そういうふうにしますよとか。あと若い人にはこういうふうな金を押し付けて、こういうふうにして面倒見ますから30年間よろしくお願いしますっていうなら、まだ話分かります。ちゃんとある程度の筋道を付けてもらって、それで造らせてくださいっていうんなら話は分かります。一応、考えてください。

環境省:ありがとうございます。中間貯蔵施設そのものというよりも、むしろ町あるいは 町民の皆さまの将来、中間貯蔵施設の特に外側の町の将来の在り方とか、あるいはそこに 住まわれてる方のいわゆる安全・安心、それから将来に向かってどう整えていくかも含め て、トータルとしてやはり考えるべきではないかと。中間貯蔵はそれで施設としてはある んだけど、そのほかに例えば安全・安心をどう確保するかとか、あるいは敷地の外に住ま われている方の将来をどう考えていくかというご意見だと思います。 それについても、すみません、8ページで紹介させていただいているようなことも考えてるというのは事実としてございますので、例えば生活空間の維持・向上に係る事業等、そういうものも十分活用してやっていきたいと思いますが、今のような中間貯蔵というよりも、むしろ政府全体のお話だと受け止めましたので、しっかりと私どもそういう意見があったということは受け止めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

参加者:中間貯蔵施設内に土地・建物を所有してます。それで、東京電力の賠償だから国と違うかも分かんないんですけども、自宅、賠償のときに建物の賠償のときに現地評価をしたんです。そしたらば、ただ本人は立ち会って玄関の鍵を開けるだけで、別になんの説明も聞かなかったです、その不動産鑑定士とかっていう、建築士とか、あと東京電力、あと関電の人とかで6名ほど見えました。例えば、これからここの紙にも書いてありますけど個別に算定してとか、不動産鑑定士の意見を踏まえた評価とかって書いてあるんですけども、これ所有者の意見も聞き入れますか。それを聞きたいんです。東京電力の賠償のときの現地評価の建物のみたいでは、私は意味がないと思います。それが質問です。

あと要望っていうかお願いですけども、私は中間貯蔵施設は東京電力の、東京都の都民っていうか関東地区のための電気を作ったんですから、東京都の港にでも海を埋め立てて島を造って、そういうとこに中間貯蔵施設を持っていけばいいくらいに思ってる者です。以上です。

環境省:今のお話ですけれども、建物の調査をしたときに鍵だけ開けて、たぶんご本人は外にいて、専門家が中へ入っていって、何か調べて結果はこうでしたという答えだけが出てきたということだと思います。確かに個別の建物の調査はさせていただくことになるんですけれども、鍵を開けていただいた上で、職員や土地家屋調査士などが調べて、どのようなものがあるかというのは全部つまびらかに整理をします。そのときに、場合によっては、立ち会っていただいて、これはこうですねというような話をしながら、こういうものがありますねという確認をしながらやっていきます。

調査には時間がかかりますので、その調書を作ったあとにもう1回、ご本人にお渡しを して確認をしていただくことになります。場合によっては木とか庭石もそれなりの価値の あるものとして見る場合もありますので、漏れがないか、十分確認していただく手続きを 取ることは考えています。 参加者:まず、中間貯蔵施設の候補地の選定ですけども、なぜ双葉町と大熊町に集約したのか。もし福島とか郡山でそういう選定を検討したのかどうか。それから、もし福島、中通りの地域で住民の反対が強くてできないだろうってことで、双葉町、大熊町に集約するんであれば、あったのかどうか。その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

環境省:お掛けください。どうもありがとうございます。まず、私どもとしては中間貯蔵、 その除染土壌あるいは灰を集中的にまず管理をしたいと考えております。集中的と申すの は、やはり大量の土壌を集中的に、放射性を発する物質ですので集中的に管理したいと考 えております。しかし、そういうことでやはり集めて管理するのが適当だろうというよう なことがございます。

それともうひとつ、やはり交通の問題、それと大量の土壌が出るエリアに近いということ、それと自然の改変をなるべく避けるというようなこと、あるいは軟弱地盤等ということからこの地域を選ばせていただいております。

参加者:基本的には除染の土壌、出るとこって福島は中通りがすごい広くて、いわきが広いですね。そしたら、中間貯蔵施設、例えば中通りに1つ造って、いわきに1つ造ってとか、そういうふうに分散することも可能ですよね。だからそれをやんないっていうのはなんか意図的なものを感じてしまって。それから帰還困難区域になってる双葉町と大熊町、誰も住んどらんからいいだろうと。そういう感じでこれを計画したんじゃないのかなっていうふうに勘ぐってしまうんですけど。どうなんでしょうか。

環境省:お答えします。必ずしも面積が広いから、市とか町とか村の面積が広いからといって、必ずしも大量の土壌が出るとは限りません。例えば線量が低いところでしたら土壌は基本的に少ないですし、線量の高いところはたくさん出るというのが一般的な土壌の発生の仕方です。従いまして、先ほど申しましたように、なるべく大量の土壌が出て、特に高線量を含む大量の土壌が出るところに造るのが、われわれ合理的だと考えております。

それと、とにかくやはり集中的に管理をしたいということもございましたし、地形的あるいは地質的なものもございました。あくまで物理的、あるいは集中的に管理したいという点から考えたわけでございます。

参加者:そしたら、例えば双葉町、大熊町の住民にかなりの犠牲を強いるわけですよね。 さっきから出てますけども、中間貯蔵施設の敷地外の住民たちもなかなか帰還が難しいっ てことになってしまうんですけども、そのことに関して何かお考えとかなんにもないんですか。それともあるのかどうか。

環境省:中間貯蔵施設ができたからといって、安全度と申しますか、そういうものは私ども、このパンフレットでも紹介させていただきましたように線量は上がらないと。ただ先ほどからのご意見ございましたように安心のほうはどうなのかと、これはあると思います。だから安心して戻ることはできないとか、すぐ近くでは危険じゃないかと、そういう安全の面では逆に線量は私どもはきちんと管理をしますし、徹底的に封じ込め、やりますので線量は下がりますが、ただし安全あるいは風評被害はどうなのかというようなご心配、これは私ども、もっともなことだと思います。

それで、今おっしゃったのは先ほどの方と同じ意見で、じゃあ周りの人をどうするのかというお話がかなり大きいと思います。それにつきましては8ページ、9ページで紹介しておりますように、例えば両町へ直接交付するような交付金、これは生活空間の維持・向上等で、極めて自由度の高い交付金を措置したいというように考えてございます。

ただし安心をどう担保するかってのはやはり、とにかく情報を出して、中間貯蔵施設自体はこういう施設で、今こんな操業をしてますと。実際の空間線量率はどうですよとか、地下水は汚染されてませんと、そういう情報は相当、ここで出し合っていくことが安心につながっていくのではないかと思っております。ただ、おっしゃる点は安心、もうひとつ次のステップに皆さん安全は分かった、安心はそう言ったけど、じゃあどうなのと。果たして生活はどうなるのというお話が、先ほどの方と共通したご意見だと思いますが、そこのところはここに書いてございますように使い勝手のいい交付金というようなものを用いまして、両町に交付しということを検討しているというところでございます。

参加者:先ほど来からいろいろ出てるようで、おそらく環境省も県のほうもわれわれに相談なく、あったんだかなんだか私も知りませんけども、最初から上のほうからそういうふうな形で、造るというふうな形の中で進んできているような感じですけどね。そうでしょ。まずそれはそれでいいと思います。

ただ、やっぱり皆さん心配してるのは、おそらくこれからの生活だと思うんです。先ほどの方から言われたように、あとの敷地以外の、敷地内は確かに補償があるかもしれない。これはいろいろあれすると、先祖代々から受け継いだ土地、いろんなものあると思います。そういうものをその中で失うわけだから、それはそれで補償は補償だと。だけども、先ほ

ど言ったように先祖代々からのものは失いたくないというふうなのが、一般的だと思うん です。

今までもこういう何回かやってきたものをテレビの画面で見ると、やっぱりそれが出ていると思うんですよね。でも、それはそれなりにある程度の補償はおそらく個人的にこれから交渉するっていうことであるだろうから、それはそれでまあなんとかいいんじゃないかなと思うんです。

私も中間貯蔵は、造るのは反対ではございません。賛成でもございません。ただひとつは、やっぱり皆さんに、町民、これは大熊も同じです、双葉も同じですけども、町民全体を考えてもらった中での補償っちゅうのを考えてほしい。そうすれば皆さん安心して、おそらく納得いくかいかないかはそれは分かりません。しかし、そういう面から出していかないと、ただ貯蔵倉庫が造る、その部分だけを考えて事業を進めていくと、周りからいろんな問題が出てくる。つまり30年は帰れない、だけど30年前に帰れるかもしれない、なんらかの方法すれば。そのときのことを心配してるわけですね。

30年後なんて私も生きていないですよ、この世を去るんですから。あなた方の先生方もそうかもしれないですよ、30年後なんて。ねえ。だから、そういうことじゃなくて、まずは1年1年、これ、長い間一緒にやっていかなきゃなんないです、計画していかなきゃなんない。仮設の問題とか、あんな復興住宅の問題じゃないんですよ、これ。最終的には何があっても補償だと思う。何があっても。分からないような、分かったような補償の仕方では、みんな納得いかないんですよ。ね。だから、これから交渉するんであれば、もっと早い時期に町民に知らせるとか、そういうものをさきにやっていかないで、今これからするから来年から貯蔵するんだと、1月1日からもう運ぶんだと、だから今にわかに声挙げなきゃなんねえだと。そういう進め方がおかしい。やり方が反対なんです。正直に、あの時点から始まんなきゃなんないでしょ。そうでしょ。今にわかに来年の1月からもう搬入するんだと言うから、気もんでんでしょ。だから皆さんも、関係市町村もみんな困ってるわけ。にわかに出てくるから。

ただ中間貯蔵施設はあっちだのこっちだのといっぱいあったかもしんない。しかし、みんな、この県の廃棄物、なんで俺らんとこに持ってくんだっていうの。これ全般、みんな同じだと思うよね。そういうとこからおそらく先ほど地形的に近いとこっていうふうなことを言ってたかもしんない。だけど、そうじゃないと俺は思う。だからそういうこともはっきりした、後ろめたいような形の中で物事を出してくるんでは、皆さん納得いかないと思う。表にはっきりぽんと出せるような態勢をとってきてほしいんです。

つまり、そいつの補償はどうなんだって、まだ決まってないとかなんとかって、こんなんでおかしいでしょ、今3年もたつ、4年目に入ってんですよ。もうすでにそれをやらなきゃなんないってことは、もうとっくに分かってるんだから。これは国はちゃんと動かなきゃ駄目。

ましてや、30年後に今度法制化するなんて、30年後の法制化なんてどこでどんなふうに変わるか分かんないでしょ。法制化なんちゅうのはあてになんないですよ、いつどこで変わるか分かんないですよ。今、参議院とか衆議院とか、先生方はいないですよ、30年後。30年たったらもう押入れの中に入ってのると同じさ。書類が。それまた引っぱり出したっつったって、もう時効になってますよ。

だから、そうじゃなくて、まず明るい話題を被害者にしっかりと示していただいて、それから相談であれば、おそらく町民は納得いくと思いますんで、ひとつそういう考えでこれからよろしくお願いしたいと思います。以上です。

環境省:ありがとうございます。また今までの方と同様の意見で、中間貯蔵というよりも、中間貯蔵の中というよりも、外にお住まいの方に対して明るい話題を示すべきだと。中は中でそれはそれでいろんな用地に関する補償等があるけど、その周りの人は何か明るい話題がないのかという、まさに最後おっしゃったことでございます。

私どもも、皆さまの中には例えば何年後であろうと必ず帰還されるという方、あるいは 例えば避難先での生活、あるいはどこかに新たに住まわれるであろう方、あるいはいろい ろお迷いである方、多々あろうというのは十分分かっております。その中で、やはり明る い話題をいかに提供していくかということを非常に、私どもも悩みながらやっておるわけ でございます。例えばそういう被災者の方々の例えば帰還ですとか避難ですとか、どこか に移り住まれると判断に応じて、適切な支援というのも進めてまいろうと考えております。 いろいろ、例えば賠償のほうでもいろいろあるとは思っておりますが、今のお話でしたらもう少し何か、中間貯蔵施設のほかの人に何かないのかという、本当にもっともなお話で ございます。それに対して何度も繰り返し申すようですが、例えば自由度の高い交付金と いうようなものを今考えておるというところは、なんとかご理解いただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、私ども中間貯蔵の敷地内の方には当然、用地をお譲りいただくと、先祖伝来の、先ほどありました先祖伝来の用地を譲っていただくということで、きちんとした補償はさせていただきますけど、それ以外の方につきましても明るい話題、例えば結びつきを維持するための事業とか、あるいは生活空間の維持・向上等に係る自由度の

高い交付金というところを今、考えておるところでございますので、その辺りはなんとか ご理解いただきたいと思います。

ただ、いただきました意見については共通の意見だと思いますので、その辺りもしっかり受け止めていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

参加者:今、いろんな意見があって、希望とか意見が出ました。33ページなんですけど、今後の進め方、平成26年5月31日からですか、説明会あって、たぶん新聞の情報だと16カ所で説明会が行われる予定ということで。そこで多くの地域では感謝しなきゃなんないんだと。ただ、今このように16カ所でそれぞれ意見とか希望が出ますよね。そういうのをわれわれ、皆さんがどうやって答えていくか、どういうふうな、新聞だけなんでしょうかね、情報は。その辺、ここにも双葉町の町長さん来てますけど、説明会の受け入れと、施設の設置の条件は違うんだと、別もんだということで、私も今日聞きに来たんですけどね。どういうふうに、具体的に、皆さん答えられないこともあるかもしれないですけど、住民説明会、県および両町の受け入れ是非の判断、この辺の判断とか、どこで誰がするのかとか。

あとそれと、ここで出た皆さんの意見とかなんかの集約をどう検討していくのか。この間の、全然別なんですけど意見交換会、なんて言うんですか、郡山で開かれた。その次の日に国会が通っちゃったというふうな、ちょっと詳しくは分からないですけど、そんな中間貯蔵施設建設ありきで説明会が開かれて、なんの質問にも答えないで、なんの要望にも応えないで頬かむりして口をふさいで着工するようなことはやめてほしいと思います。

それで、具体的にわれわれは、皆、こんなに集まって話聞く機会がないと思います、これから。どういうふうにして耳をすまして、目を見開いていけばいいのか、ちょっと答えてください。

環境省:今後のスケジュール、あるいは今後の意見の集約でございますが、皆さん、新聞記事等でしか分からないとおっしゃいましたけど、マスコミの方に全部公開しておりますので、マスコミの方は、そういう意味では新聞には出ます。それともうひとつ、出た意見につきましては、前回もそうでしたけど、全部議事録として残しまして、それは公表しておりまして、当然インターネットにはアップしておりますし、またなんらかの形で皆さまのお手元に届くようには工夫は。ちょっと私ども、皆さま方になかなかアプローチできませんので、そこは考えていきたいと思いますが、いずれにしても全部公表して、誰でも見れるような状況にはなります。

それと、受け入れはどうなのかということですが、やはり最終的には地権者の方がオッケーを言っていただかないと、これは何も進みませんので、最終的にはわれわれ頭を本当に低く下げさせていただいて、何回も何回も丁寧にご説明をして、地権者の方のオッケーをもらうというプロセスがないと、これは進みません。従いまして、ここで書いてございます用地の取得と、3つ目のポツで書いてございますが、これは何度も何度も丁寧にご説明をして、繰り返し繰り返し何度でもお邪魔をして、説明にあがってご納得いただくということになろうかと思います。

しかしながら、私ども地権者の方々にアプローチができませんので、これはやっぱり町のご了解をいただいて地権者の方々を特定させていただいて、それから地権者の方々を対象にした例えば説明会などを開いて、それからお願いして了解していただくというプロセスにこれはならざるを得ないと思っております。従いまして、現在のところそういうことで進めさせていただければなと思います。

それと、先ほどの質問、東京湾に持っていけばいいと。ご意見ということでお伺いしたんですけど、大変申し訳ないんですが、やはり1カ所で集中して管理と、大量の土砂ということもありますので、まずは中間貯蔵ということで1カ所で集中管理させていただければと思っております。その意見もよくいただきますけど、大変申し訳ございませんが、なんとか中間貯蔵を進めさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。申し訳ございません。

参加者:33ページの、先ほどの方と同じところなんですが、住民説明会5月ってことで、これから進んでいくと思うんですが、正直、今回のこの資料を見て受け入れますとか、受け入れませんっていう判断は一切できないと思います。細かいとこがないので。その際に、当然先ほどもあったように地権者の方と話し合いということになると思うんですが、その前にもう少し大きな単位で行政区なりとか、そういう説明会、小さな説明会とかの設定とかはあったりするのか。

あとは地権者は当然ですが、6号線の西側の人たちにも当然、行政区単位での説明会とかも必要だと思うんですが、その辺はこの予定を見るとずいぶん急いでるようですので、 当然、次の説明に対しての設定もある程度考えてるんであれば、それも教えていただきたい。

あとはその下の最終処分ということで、中間貯蔵開始後30年以内ってことなんですけど、 この30年のスタートは搬入開始時30年なのか、搬入開始して終了後、10年かかれば10 年後からの30年なのか。現段階での解釈、どちらなのかを教えていただきたいと思います。 環境省:ありがとうございます。まず最初のご質問で30年というのは何かということでございますが、貯蔵開始後ということに書いてございますが、搬入開始後ということでございます。あと、最初のご質問ですけど、今後、地権者の了解は当然ながら、それに至るまでどういうような経緯を経るのかと、どういうようなステップを経るのかというご質問だったと思います。まだ実は説明会、今日で7回目で一巡しておりませんので、まずどういう意見がこれからいただくかというのも分かっておりません。今までそれぞれ回数6回開きまして、共通の意見もありますし、それぞれの会場での意見もいろいろございます。そういう意見を集約、われわれもう一度ざっと精査をしまして、それから進め方についてはやはり検討していくことになろうかと思いますので、現在のところ今後どういうようないつごろというのは、ここで書いてございます、5月以降でこのステップを踏むというだけで、まだ詳細は決まっておらないところでございます。

しかしながら、当然、今日お集まりいただきましたのも、われわれ皆さま方に直接お通知出したり、直接コンタクトもできませんので、そういうところもやはり町あるいは県のほうとご相談しながら進めていくことになろうかと思います。現段階ではそういう状況でございますので、何卒ご理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

参加者:どうもお疲れさまです。この1月から中間貯蔵施設を動かしたいっていう考えが持ってるみたいなんですけれども、今日も大臣等が来てなくて、大臣のほうからどういうふうなことを話してこいと言われてんのか、また中間貯蔵庫に対しては強権的に1月から開始するために造っちゃうっていう、そういった考えは持っていないんでしょうね。これは約束できるんですか、以上です。

環境省:大臣のほうから、あくまで大臣あるいは副大臣、政務官、それぞれ県や町に対して今までお願いをしてきております。今回、大臣から私のほうにきちんと実務的に説明してこいと言われておりまして、一番の担当者、責任者であります私が内容について責任を持ってご説明を差し上げているのが、今回の一連の説明会でございます。当然、出ました意見等につきましては、大臣まできちんと上げておりますし、今後も上げます。

それと 27 年 1 月、33 ページ、27 年 1 月と載っておりますが、それについてどう進めるのかと。これは先ほど申しましたように、やはり用地を提供していただかないとできませんので、これはお願いしてご納得いただいて、用地の提供をしていただくことになると思います。それと、27 年 1 月に全ての施設ができるっていうのは、これはもうまったく不可

能でございますので、少しでも用地の取得ができたところからまずは搬入を開始したいということでございます。

従いまして、広大な面積のところが 27 年 1 月にできてるかということは、物理的にそういうことはございません。とにかく少しでも用地の手当てができたところから運んでいって、それを順次、順次繰り返していくということになります。

繰り返しますが、これはお願いして進めるしかないと思っております。その辺りご理解 いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

参加者:強権的にやらないでください。

環境省:はい、ありがとうございます。

以上